

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

7月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔缶びん〕 ペットボトル	2分別 〔ガラス・陶磁器類〕	3分別 〔電化製品〕 金属アルミ類	蛍光管・電球・電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙パック・衣類〕 ダンボール 雑誌・雑がみ
1	水		飯・東・南					野・南
2	木	飯・東	野					
3	金	野・南						
4	土			東				
5	日							
6	月	飯・東						
7	火	野・南						
8	水		飯・東・南					飯・東
9	木	飯・東	野					
10	金	野・南						
11	土			飯				

- ・別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

課題横断的な人権問題



- ・インターネット上の人権侵害
- ・AIをめぐる人権侵害リスク

インターネットの普及により、私たちの生活は便利で効率的なものになりましたがその反面、誰かを傷つけたりトラブルに巻き込まれるケースも急増しています。誰もがネットで被害者にも加害者にもならないために正しい知識と情報を持ちましょう。

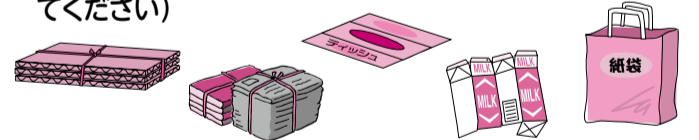
みんなの人権 110 番 0570-003-110
 女性の人権ホットライン 0570-070-810
 子どもの人権 110 番 0120-007-110

12	日							
13	月	飯・東						
14	火	野・南						
15	水		飯・東・南					野・南
16	木	飯・東	野					
17	金	野・南						
18	土			野				
19	日							
20	月	飯・東						
21	火	野・南						
22	水				飯・東・南			飯・東
23	木	飯・東			野			
24	金	野・南						
25	土			南				
26	日							
27	月	飯・東						
28	火	野・南						
29	水		飯・東・南					
30	木	飯・東	野					
31	金	野・南						

リサイクル

古紙類

- ダンボール
 - 本、雑誌、雑がみ（包装紙、菓子箱など）・牛乳やジュースの紙パック
- ※それぞれ分けて、ひもでしばってください。
ひもでしばれない紙は、封筒や紙袋に入れてください。
※シール・ビニールは外してください。
※酒・アルミコーティングされているパックは「燃えるごみ」に出してください。
※牛乳やジュースの紙パックは洗って広げてください。（プラスチックのそそぎ口は切り取り「燃えるごみ」に出してください）



雑がみは捨てずにリサイクルしよう!

雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレトペーパーの芯などの紙類のことです。雑がみを、きちんと分別することでこれまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は「古紙類」に出すよう心がけましょう。



- ※特殊な紙については、リサイクルできませんので「燃えるごみ」に出してください。詳しい内容は、「ごみの分け方」をご覧ください。

ごみ袋の出し方について

ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう!

ここのえ健康ダイヤル

(電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)